

ハンムラビ法典を読もう！

1 バビロン第1王朝とハンムラビ法典

初めてメソポタミアを統一したアッカド王国は、サルゴン1世の死後、「誰が王であり、誰が王でなかったか」と呼ばれるような混乱状態に陥った。その後ウル第3王朝の時代を経て、アムル人によってバビロン第1王朝が建国された。第6代のハンムラビ王は、紀元前1792年ころに王位に就いたといわれている。記録は、彼が43年もの長期にわたってバビロニア王位にあったことを示している。ハンムラビ王はほぼ40年かけて他の都市国家を征服し、ついには全メソポタミアを統一してかつてない国家を築き上げることに成功した。

有名なハンムラビ法典は、全282条の条文を楔形文字で石に刻んだ碑文であり、誰でも読めるように神殿の中庭に置かれていた。ただし世界最古の法典というわけではなく、それまであった法律をハンムラビ王が編纂させたものである（なお現存する世界最古の法典は、ウル第3王朝のウル＝ナンム法典とされる）。

2 ハンムラビ法典の主な内容

第25条 火事を消しに来た者がその家具を取るならば、その人を火の中に投ずる。

第39条 買った畑、果樹園、家は、妻や娘のために譲渡したり自分の負債のために処分することができる。

第53条 土手を固めることを放置したため、裂け目から水が浸入した場合、放置した人は喪失した田畑の穀物を弁償する。

第55条 灌漑のため開いた溝を放置したため、近隣の畑が冠水した場合も同様に弁償する。

第130条 まだ男を知らない人妻が、暴力で懷に寝かされた時、男を捕えたなら男は殺されるが女は自由である。

第138条 もし子を産まなかった妻を離縁するのであれば、結納料と同程度の金額を与え、かつ家からの持参金を返して別れる。

第148条 結婚した妻がラアブ病にかかった時、公然と第2の妻と結婚しても、先の妻とは離別せず、家で生きる間は面倒を見る。

第149条 前条で、妻が夫の家に住むことに同意しない時は、妻は持参金を持って出ていく。

第152条 もし結婚してから彼らに借金ができれば、夫婦が一緒に商人に払う。

第190条 人が養子を取って育てても、自分の子と数えないなら、この養子は父の家に帰る。

第195条 もし子が父を殴るなら、彼の手を切る。

第196条 もし自由民の子の目をつぶしたなら、彼の目をつぶす。

第197条 もし自由民の骨を折るなら、彼の骨を折る。

第198条 もし下級民の目を潰し、骨を折るなら、銀1マナを払う。

第199条 もし奴隷の目を潰し骨を折るなら、奴隷の値段の半分を支払う。

第200条 もし同じ自由民の歯を落としたなら、彼の歯を落とす。

第201条 前条で、もし下級民の歯を落としたなら、銀3分の1マナを払う。

第202条 もし自分より上位の自由民の頬を打つなら、集会において牛の鞭で60回叩く。

第205条 奴隷が自由民の子の頬を打つなら、耳を切り落とす。

第206条 もし口論の際に相手を殴って傷を負わせたなら、「意図があってやったのではない」と神に誓い、且つ医者代を弁償する。

第207条 前条で、殴ったために死んだ時は、神に誓い、それが自由民の子であれば銀2分の1マナを払う。

第208条 前条で、下級民の子であれば銀3分の1マナを払う。

注) ちなみにハンムラビ法典には、アウィールム(自由民)、ムシュケヌム(下級民)、ワルドウム(奴隷)という3つの身分が登場する。このうちアウィールムは自由民、ワルドウムも間違いなく奴隷である。しかしムシュケヌムに関しては諸説あり、まだ具体的にどういった身分であったかははっきりしていない。条文の内容から判断すれば、ムシュケヌムの身分は、アウィールムよりは低く、ワルドウムよりは高いものであったことがうかがえるため、仮に下級民としておく。

班のメンバー

組	番	氏名	組	番	氏名

1 「ハンムラビ法典」の条文を読み、気づいた点や特徴について書こう。

2 「ハンムラビ法典」は、何を目的に制定されたのか。その特徴をもとにして考えてみよう。

第196条



第200条

